

兵庫県公報

平成25年9月30日 月曜日 第3号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示

	ページ
○平成10年兵庫県告示第28号（環境影響評価指針の策定）の一部改正（環境整備課）	1
○平成10年兵庫県告示第30号（環境影響評価概要書作成基準、環境影響評価準備書作成基準及び環境影響評価書作成基準の策定）の一部改正（同）	8
○平成11年兵庫県告示第932号（環境影響評価に関する知事意見の形成等に関する要綱）の一部改正（同）	10

告 示

兵庫県告示第1181号

平成10年兵庫県告示第28号（環境影響評価指針の策定）の一部を次のように改正し、平成25年10月1日から施行する。

平成25年9月30日

兵庫県知事 井戸敏三

「(1) 早期段階環境配慮書

- ア 複数案の設定
- イ 早期事前調査の実施
- ウ 影響を及ぼす環境影響要因の抽出

目次中「(1) 環境影響評価概要書」を エ 影響が及ぶ環境要素の把握 に、

- オ 重大な環境影響が及ぶおそれのある環境要素の選定
- カ 調査、予測及び評価の方法の選定
- キ 早期段階環境配慮書及び要約書の作成

(2) 環境影響評価概要書

「キ 環境影響評価概要書の作成」を「キ 環境影響評価概要書及び要約書の作成」に、「(2) 環境影響評価準備書」を「(3) 環境影響評価準備書」に、「シ 環境影響評価準備書の作成」を「シ 環境影響評価準備書及び要約書の作成」に、「(3) 環境影響評価書」を「(4) 環境影響評価書」に、「イ 環境影響評価書の作成」を「イ 環境影響評価書及び要約書の作成」に、「別表第1（事前調査の項目・調査事項・調査方法）」を「別表第1（早期事前調査及び事前調査の項目・調査事項・調査方法）」に改める。

2(1)を次のように改める。

(1) 環境要素

環境の保全と創造に係るものとし、次表に示すとおりとする。

- | |
|---|
| (1) 大気汚染、(2) 水質汚濁、(3) 土壌汚染、(4) 騒音・低周波音、(5) 振動、(6) 地盤沈下、(7) 悪臭、(8) 廃棄物等、(9) 地形・地質、(10) 陸生植物、(11) 陸生動物、(12) 水生生物、(13) 生態系、(14) 文化財、(15) 人と自然との触れ合い活動の場、(16) 景観、(17) 日照、(18) 地球温暖化、(19) オゾン層破壊、(20) (1)から(19)までに掲げるもののほか、対象事業等ごとに特に知事が必要と認めるもの |
|---|

(注) 生物の区分は、上記の「陸生植物」、「陸生動物」及び「水生生物」の3要素に区分せず、「植物」及び「動物」の2要素に区分することもできる。

2(3)中「計画の概要が明らかにされ、かつ、計画内容の見直しが可能な時期」を「計画内容の見直しが可能

な、計画立案の段階の時期」に、「期間及び」を「期間並びに早期段階環境配慮書及び」に、「事前調査」を「事前の調査」に改める。

3の図1を次のように改める。

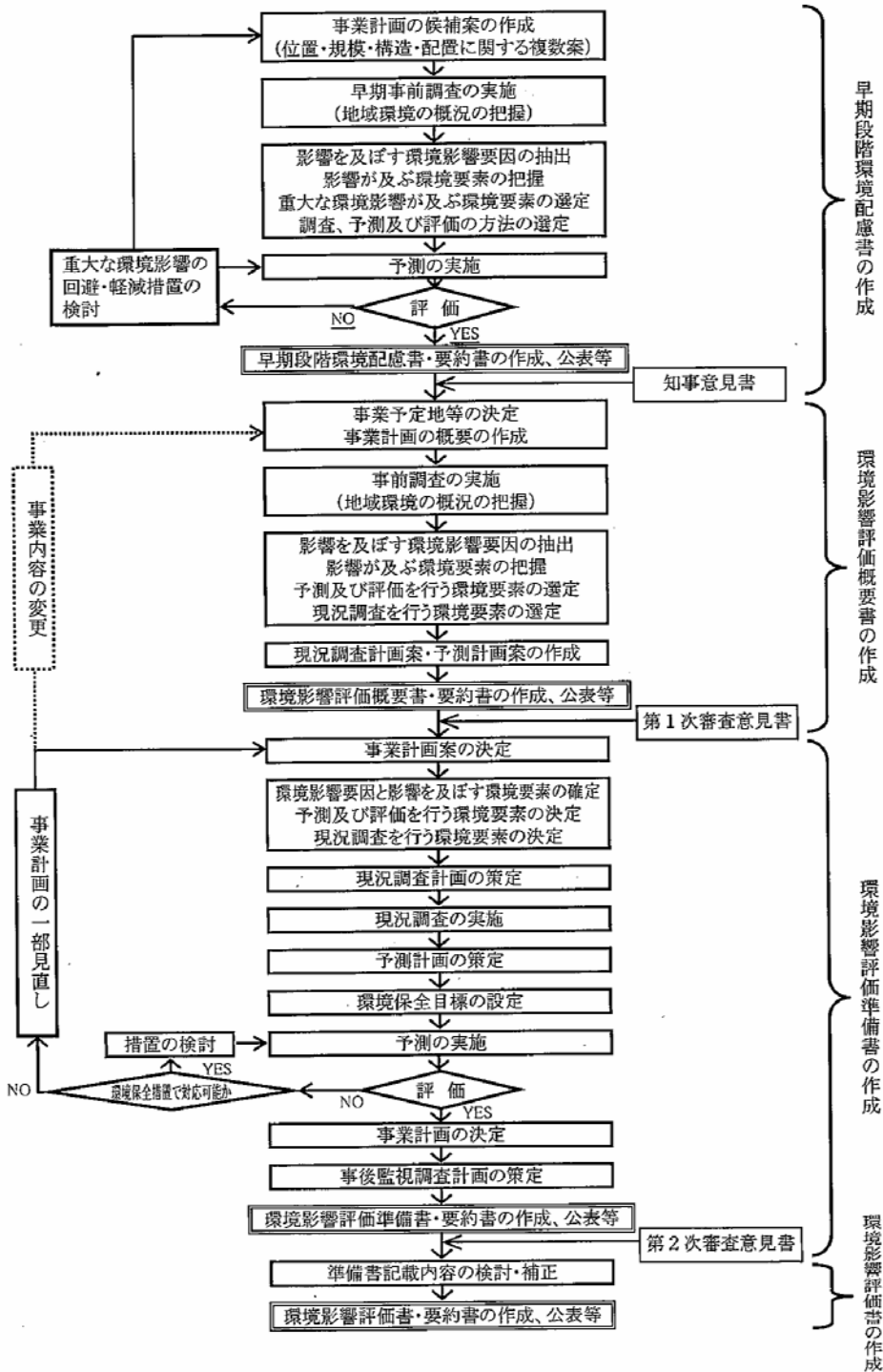


図1 環境影響評価の実施手順

3(3)イ中「環境影響評価書の作成」を「環境影響評価書及び要約書の作成」に改め、「環境影響評価書」の右に「及びそれを要約した要約書」を加える。

3(3)を3(4)とする。

3(2)シ中「環境影響評価準備書の作成」を「環境影響評価準備書及び要約書の作成」に改め、「を記述した環境影響評価準備書」の右に「及びそれを要約した要約書」を加える。

3(2)を3(3)とする。

3(1)ア中「事前調査は、次に掲げるところにより実施する。なお、」を削り、「対象事業等を実施しようとする

る地域及びその周辺地域の基礎的な社会的状況及び環境の状況（以下「地域環境の概況」という。）を「地域環境の概況」に改め、「重要である。」の次に次のように加える。

なお、早期段階環境配慮書の早期事前調査等の結果について、本調査の一部として利用できるものとする。ただし、早期段階環境配慮書手続からの時間が経過しているもの、調査の範囲における地域環境の概況に大きな変化があるもの及び調査の範囲が異なるものなど再利用が適切でない場合については、この限りでない。

「必要となる。」の次に次のように加える。

事前調査は、次に掲げるところにより実施する。

3 (1) ア(ウ)を削り、3 (1) ア中(イ)を(ウ)とし、(ア)を(イ)とし、(イ)の前に(ア)として次のように加える。

(7) 事前調査の範囲

a 対象事業等を実施しようとする地域

b 対象事業等の実施等に伴い環境要素に影響が及ぶと考えられる地域

3 (1) イ中「環境影響要因の抽出」を「影響を及ぼす環境影響要因の抽出」に改め、「事業概要から、」の右に「対象事業等を実施しようとする地域及びその周辺地域へ影響を及ぼす」を加える。

3 (1) ウ中「影響を及ぼす環境要素の把握」を「影響が及ぶ環境要素の把握」に改める。

3 (1) オ中「よるものとする。」の右に「ただし、早期段階環境配慮書の調査等の結果について、適切な場合には、現況調査の一部として利用できるものとする。」を加える。

3 (1) キ中「環境影響評価概要書の作成」を「環境影響評価概要書及び要約書の作成」に改め、「記述した環境影響評価概要書」の右に「及びそれを要約した要約書」を加える。

3 中(1)を(2)とし、(2)の前に(1)として次のように加える。

(i) 早期段階環境配慮書

ア 複数案の設定

対象事業等の計画の立案に当たっては、当該事業に係る位置・規模又は構造物等の構造・配置に関する適切な複数案（以下「位置等に関する複数案」という。）を設定することを基本とする。

位置等に関する複数案の設定に当たっては、位置・規模に関する複数案の設定を優先して検討する。また、対象事業等を実施しない案の設定が現実的である場合、位置等に関する複数案の一つとして含めるように努める。

なお、位置等に関する複数案を設定した場合は、その案を設定した考え方について明らかにする。また、位置等に関する複数案が設定できない場合は、設定できない理由を明らかにする。

イ 早期事前調査の実施

早期事前調査は、対象事業等により重大な環境影響が及ぶおそれのある環境要素を選定するための事前調査として、既存の文献又は資料の収集・整理により、対象事業等の実施が想定される地域及びその周辺地域の基礎的な社会的状況及び環境の状況（以下「地域環境の概況」という。）を把握することを目的として実施するものである。

早期事前調査は、次に掲げるところにより実施する。

(7) 早期事前調査の範囲

位置等に関する複数案ごとに、次の地域の範囲とする。

a 対象事業等の実施が想定される地域

b 対象事業等の実施等に伴い環境要素に影響が及ぶと考えられる地域

(4) 早期事前調査の項目及び調査事項

対象事業等の種類、位置、規模、汚染物質の排出諸元等の事業内容（以下「事業概要」という。）を勘案し、原則として、別表第1から調査対象項目及び調査事項を選定する。

調査事項の選定に当たっては、対象事業等の実施が想定される地域及びその周辺地域における地域特性を考慮し、その地域における特徴的な事項や対象事業等の影響を受けやすい事項を選定する。

(7) 調査方法

原則として、別表第1に示す既存の文献又は資料の収集・整理により、地域環境の概況を把握する。

(2) 調査の留意点

- a 地域環境の概況の把握のための資料は、可能なかぎり最新のものとする。
- b 既存の文献又は資料から引用する場合は、出典を明示する。
- c 取りまとめは、図表を使うなど、分かりやすい表現とする。

ウ 影響を及ぼす環境影響要因の抽出

事業概要から、対象事業等の実施が想定される地域及びその周辺地域へ影響を及ぼす環境影響要因を抽出する。

環境影響要因の抽出に当たっては、早期事前調査を行う項目及び調査事項を考慮し、その相互関係に留意する。

エ 影響が及ぶ環境要素の把握

早期事前調査で把握した地域環境の概況を踏まえ、環境影響要因と環境要素の関係について、過去の類似事例等から検討を行い、影響の有無を「影響が考えられる」及び「影響がない」の2段階に整理する。

オ 重大な環境影響が及ぶおそれのある環境要素の選定

事業概要や早期事前調査で把握した地域環境の概況を勘案して、上記エで把握した環境要素のうち、重大な環境影響が及ぶおそれのある環境要素を選定する。また、環境要素を選定した理由を明らかにする。

なお、重大な環境影響とは、いったん損なわれると取り戻すことのできない貴重な自然環境の破壊、環境基準等の達成に影響が生じるような環境汚染の増加や対症療法的な手段では解決が困難である生活環境への影響のほか、事業実施が想定される地域において人の健康の保護又は生活環境の保全上の配慮が特に必要となる影響などである。

カ 調査、予測及び評価の方法の選定

上記オで選定した環境要素について、位置等に関する複数案ごとに、調査、予測及び評価を行い、対象事業等による重大な環境影響の程度及び当該環境影響が回避・低減される効果の程度を適切に把握できるように調査等の方法を選定する。なお、調査等の方法の選定について、その選定理由を明らかにする。

(7) 調査

調査は、原則として、早期事前調査で収集したデータのほか、既存の文献又は資料の収集・整理により行う。ただし、既存資料から得られる情報が古いなどの理由により適切な情報が得られない場合は、専門家へのヒアリングや現地調査等で情報を収集する。

調査の詳細については、上記イも参考とする。

(8) 予測

予測は、環境の状況変化又は環境への負荷量の知見に基づき、簡易な手法による計算等により、可能な限り定量的に行い、前提条件を明示するなど透明性と客観性が確保できるようにする。

(9) 評価

調査及び予測結果に基づき、位置等に関する複数案ごとに重大な環境影響の有無や程度、環境保全上の基準又は目標に照らして評価する。また、これらの複数案の評価結果を比較整理し、各案の特徴をとりまとめて、複数案全体の評価を行う。

選定した環境要素について評価を行った結果、位置等に関する複数案で差異がない場合、その他の環境要素で際立った差異があるかの比較整理を可能な限り行う。

なお、位置等に関する複数案を設定していない場合は、選定した環境要素について、事業者が実行可能な範囲において重大な環境影響が回避され、又は低減されているかについて評価を行う。

キ 早期段階環境配慮書及び要約書の作成

複数案の設定、早期事前調査結果、環境影響要因の抽出、影響が及ぶ環境要素の把握、重大な環境影響が及ぶおそれのある環境要素の選定、選定した環境要素についての調査・予測・評価結果等を記述した早期段階環境配慮書及びそれを要約した要約書を作成する。

4の図2を次のように改める。

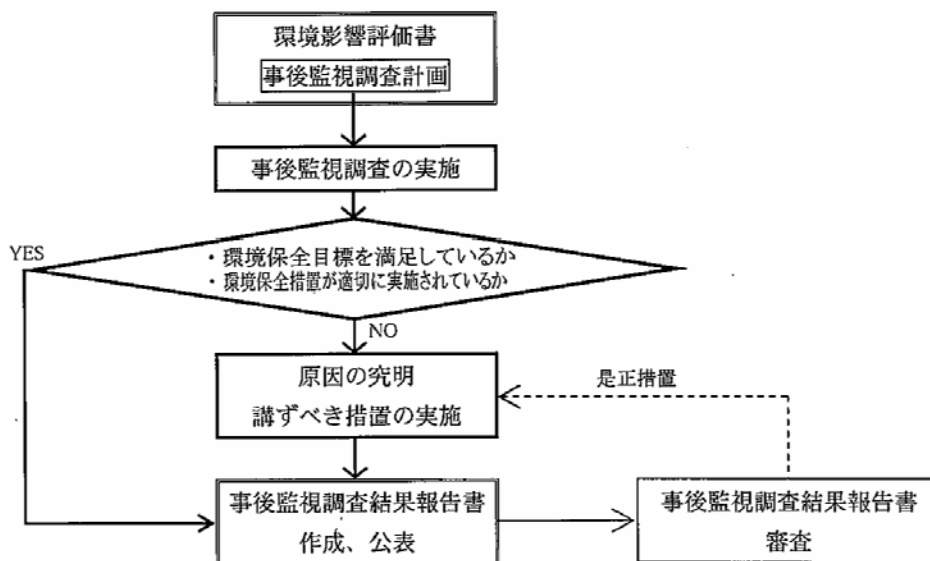


図 2 事後監視調査の実施手順

別表第 1 中「事前調査の項目・調査事項・調査方法」を「早期事前調査及び事前調査の項目・調査事項・調査方法」に改める。

別表第 1 社会的状況の款 3 の項調査事項の欄中「環境基準と」及び「規制基準と」の右に「その」を加える。

別表第 1 環境の状況の款 4 の項（同項調査事項の欄及び調査方法の欄を除く。）中「騒音」を「騒音・低周波音」に改め、同項調査事項の欄中「騒音」を「騒音等」に改め、同項調査方法の欄中「騒音レベル」を「騒音・音圧レベル」に改める。

別表第 1 環境の状況の款16の項の次に次のように加える。

17 日照	日照状況の概況	<p>「気象年報」、「理科年表」等により、日照や影の概要について取りまとめる。</p> <p>また、土地利用計画図、地形図や航空写真等により、日照や影に影響を及ぼす山地や超高層建築物等の概要や周辺の状況（土地利用や建物等）について取りまとめる。</p>
-------	---------	--

別表第 2 1 の項調査方法の欄を次のように改める。

<p>(1) 気象 「地上気象観測指針」（平成 5 年 3 月、気象庁編）及び「高層気象観測指針」（平成 7 年 3 月、気象庁編）に定める方法等に準拠する。</p> <p>(2) 大気汚染物質 「大気の汚染に係る環境基準について」（昭和48年環境庁告示第25号）、「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和53年環境庁告示第38号）、「ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について」（平成 9 年環境庁告示第 4 号）、「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準について」（平成11年環境庁告示第68号、以下「ダイオキシン類の環境基準について」という。）及び「有害大気汚染物質測定方法マニュアル」</p>
--

(平成9年2月12日付け環境庁大気保全局大気規制課長通知)に定める方法等とする。

別表第2 2の項調査項目の欄を次のように改める。

- (1) 水象
- ア 河川
流量、流況、河川形態等
 - イ 湖沼
貯水量、流出入水量、湖沼の形態等
 - ウ 海域
潮流、潮汐、波浪、恒流等
 - エ 地下水
地下水脈等
- (2) 水質 (地下水質を含む。)
- ア 水質汚濁に係る環境基準が設定されている項目
 - イ その他の項目
透視度、透明度、塩化物イオン、塩素量、濁度、水温等
- (3) 底質
- ア 有害物質
水質汚濁に係る環境基準が設定されている項目 (人の健康の保護に関する項目、ダイオキシン類)
 - イ 有機汚濁指標
COD、硫化物及び強熱減量

別表第2 2の項調査方法の欄を次のように改める。

- (1) 水象
「水質調査方法」(昭和46年9月30日付け環境庁水質保全局長通知)、「海洋観測指針」(昭和45年3月気象庁編)に定める方法等に準拠する。
- (2) 水質
「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年環境庁告示第59号)、「水質汚濁防止法施行規則第6条の2の規定に基づく環境庁長官が定める検定方法」(平成元年環境庁告示第39号)、「ダイオキシン類の環境基準について」、「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針について」(平成2年5月24日付け環境庁水質保全局長通知)、「水質調査方法」及び「地下水質調査方法」(平成元年9月15日付け環境庁水質保全局長通知)に定める方法等に準拠する。
- (3) 底質
「底質調査方法」(平成24年8月8日付け環境省水・大気環境局長通知)に定める方法等とする。

別表第2 3の項調査方法の欄を次のように改める。

「土壌の汚染に係る環境基準について」（平成 3 年環境庁告示第46号）、「ダイオキシン類の環境基準について」、「土壌・地下水汚染に係る調査・対策指針について」（平成11年 1月29日付け環境庁水質保全局長通知）及び「土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン（改訂第2版）」（平成24年 8月環境省水・大気環境局土壌環境課）に定める方法とする。

別表第 2 4 の項環境要素の欄中「騒音」を「騒音・低周波音」に改め、調査項目の欄を次のように改める。

- (1) 騒音レベル
 - ア 一般環境騒音
 - イ 道路交通騒音
 - ウ 航空機騒音
 - エ 鉄道騒音
- (2) 音圧レベル
 - (1)に準ずる。

別表第 2 4 の項調査地域の欄を次のように改める。

事業の実施により騒音・音圧レベルが一定程度以上変化すると予想される範囲を含む地域
 なお、病院、学校等の周辺及び地形等の影響により騒音・音圧レベルが高くなるおそれのある箇所については、詳細な資料が得られるように設定するものとする。

別表第 2 4 の項調査方法の欄を次のように改める。

「騒音に係る環境基準について」（平成10年環境庁告示第64号）、「航空機騒音に係る環境基準について」（昭和48年環境庁告示第154号）、「新幹線騒音に係る環境基準について」（昭和50年環境庁告示第46号）及び「低周波音の測定方法に関するマニュアル」（平成12年10月、環境庁大気保全局）に準拠して行うものとする。

別表第 2 16 の項の次に次のように加える。

17 日照	(1) 日照の状況 昼間・日照時間 (2) 影の状況 ア 範囲・時間 イ 既存建築物等の状況 ウ 地形	調査期間は、年間の状況を把握できる期間とする。 頻度は、事業の特性、立地や周辺の状況等を勘案して設定する。	事業の実施により、日照や影の影響を及ぼすと予想される範囲を含む地域 なお、病院、学校や住宅等及び影等の影響を受けやすい場所については、詳細な資料が	「理科年表」等の既存資料や現地調査により、調査時における日出、日没や日照時間について把握する。 現地踏査、航空写真、地形図等により、事業予定地の周辺で影響が予想される地点を選定し、天空図や天空写真を作成する方法と 既存建築物等の状況について
-------	--	--	--	--

			得られるように設定するものとする。	は、時間別日影図や等時間日影図を作成する方法とする。
--	--	--	-------------------	----------------------------

別表第3 4の項環境要素の欄中「騒音」を「騒音・低周波音」に改め、予測項目の欄中「騒音」を「騒音・音圧」に改める。

別表第3中18の項を19の項とし、17の項を18の項とし、16の項の次に次のように加える。

17 日照	(1) 冬至日における影の範囲、影となる時刻や時間数等の状況の変化の程度(ただし、必要がある場合は、冬至日以外の日も含む。) (2) 日照や影の影響を受けやすい場所における影等となる時刻や時間数等の状況の変化の程度	存在・供用	(1) 予測範囲 調査地域に準ずる。 (2) 予測地点 調査地域に準ずる。 なお、日照や影の影響を受けやすい場所は、具体的には新たに影が長時間かかる場所、風車の影がかかる場所、日照の反射等が予測される場所等であり、計画地周辺の地形を考慮して選定する。	事業の施設存在による時刻別日影図並びに等時間日影図を作成する方法で予測する。 なお、日影範囲に中高層の建築物などがある場合は、その高さも考慮する必要がある。 日照や影の影響を受けやすい場所における予測は、天空図や天空写真を作成し太陽軌道線を投射する方法や年間の影響時間帯バーチャートを作成する方法等でその地点における影響について予測する。
-------	--	-------	---	---

別表第4 4の項環境要素の欄中「騒音」を「騒音・低周波音」に改め、同項環境保全目標の欄に(3)として次のように加える。

(3) 低周波音については、大部分の地域住民が日常生活において支障がないこと。

別表第4 4の項評価等における留意点の欄に(3)として次のように加える。

(3) 低周波音について、周辺環境への影響を抑制するよう、環境保全対策について配慮がなされていること。
「低周波音問題対応の手引書」(平成16年6月)での参照値は、低周波音についての対策目標値、環境アセスメントの環境保全目標値などとして策定したのではなく、このような利用がされていないこと。

別表第4中18の項を19の項とし、17の項を18の項とし、16の項の次に次のように加える。

17 日照	大部分の地域住民が日常生活において支障がないこと。	配置・形状等の検討や対策により、影響の回避・低減措置が配慮されているかどうかを評価すること。
-------	---------------------------	--



兵庫県告示第1182号

平成10年兵庫県告示第30号(環境影響評価概要書作成基準、環境影響評価準備書作成基準及び環境影響評価書作成基準の策定)の一部を次のように改正し、平成25年10月1日から施行する。

平成25年 9月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

件名を次のように改める。

早期段階環境配慮書等作成基準、環境影響評価概要書等作成基準、環境影響評価準備書等作成基準及び環境影響評価書等作成基準の策定

告示文を次のように改める。

環境影響評価に関する条例施行規則（平成9年兵庫県規則第68号）第4条の2第1項、第5条第1項、第8条第1項及び第22条第1項の規定により、早期段階環境配慮書等作成基準、環境影響評価概要書等作成基準、環境影響評価準備書等作成基準及び環境影響評価書等作成基準を次のように定め、平成25年10月1日から施行する。

第3中「環境影響評価書作成基準」を「環境影響評価書等作成基準」に改め、第3の2を次のように改める。

2 環境影響評価書の要約書の構成

環境影響評価書の項目を要約したものとし、次に掲げることに留意し作成すること。

- (1) 評価書の全容が分かる客観的な資料となるよう要約すること。
- (2) 字の大きさや色彩を工夫したり、図や表を用いてまとめ、読みやすく理解しやすい情報となるようにすること。ただし、不必要に写真や絵を追加するなど、評価書と記載事項が大きく乖離しないようにすること。
- (3) 探したい情報の検索が容易になるよう、目次、見出し、索引等を詳細につけるなど、工夫を行うこと。

第3に3として次のように加える。

3 環境影響評価書及びその要約書の体裁

- (1) 用紙の規格は、原則として日本工業規格A列4番によること。
- (2) 用紙は縦置きとし、横書き、左とじとすること。

第3を第4とする。

第2中「環境影響評価準備書作成基準」を「環境影響評価準備書等作成基準」に改め、第2の2を次のように改める。

2 環境影響評価準備書の要約書の構成

環境影響評価準備書の項目を要約したものとし、次に掲げることに留意し作成すること。

- (1) 準備書の全容が分かる客観的な資料となるよう要約すること。
- (2) 字の大きさや色彩を工夫したり、図や表を用いてまとめ、読みやすく理解しやすい情報となるようにすること。ただし、不必要に写真や絵を追加するなど、準備書と記載事項が大きく乖離しないようにすること。
- (3) 探したい情報の検索が容易になるよう、目次、見出し、索引等を詳細につけるなど、工夫を行うこと。

第2に3として次のように加える。

3 環境影響評価準備書及びその要約書の体裁

- (1) 用紙の規格は、原則として日本工業規格A列4番によること。
- (2) 用紙は縦置きとし、横書き、左とじとすること。

第2を第3とする。

第1中「環境影響評価概要書作成基準」を「環境影響評価概要書等作成基準」に改め、第1の1(1)にエとして次のように加える。

エ 対象事業実施場所の選定経過

第1の2を次のように改める。

2 環境影響評価概要書の要約書の構成

環境影響評価概要書の項目を要約したものとし、次に掲げることに留意し作成すること。

- (1) 概要書の全容が分かる客観的な資料となるよう要約すること。
- (2) 字の大きさや色彩を工夫したり、図や表を用いてまとめ、読みやすく理解しやすい情報となるようにすること。ただし、不必要に写真や絵を追加するなど、概要書と記載事項が大きく乖離しないようにすること。
- (3) 探したい情報の検索が容易になるよう、目次、見出し、索引等を詳細につけるなど、工夫を行うこと。

第1に3として次のように加える。

3 環境影響評価概要書及びその要約書の体裁

- (1) 用紙の規格は、原則として日本工業規格A列4番によること。
- (2) 用紙は縦置きとし、横書き、左とじとすること。

第1を第2とし、第2の前に第1として次のように加える。

第1 早期段階環境配慮書等作成基準

1 早期段階環境配慮書の構成

原則として、次に掲げる項目ごとに、次に掲げる順序に従い記載すること。なお、複数案が設定されているものは、複数案ごとに記載すること。

- (1) 対象事業等の概要
 - ア 事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - イ 対象事業等の名称（対象事業等の種類を含む。）
 - ウ 対象事業等の目的及び概要
- (2) 早期事前調査等の結果等
 - ア 複数案の設定
 - イ 対象事業等を実施するにつき必要な法令又は条例の規定による許認可等の種類
 - ウ 特別地域の分布状況
 - エ 早期事前調査等の結果等
 - (イ) 早期事前調査等の全部又は一部を他の者に委託して行った場合にはその者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - (ロ) 早期事前調査の結果
 - (ハ) 環境影響要因と環境要素の分析及び選定結果
 - (ニ) 環境配慮のための調査、予測及び評価の結果
- (3) 前2号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項
- 2 早期段階環境配慮書の要約書の構成

早期段階環境配慮書の項目を要約したものとし、次に掲げることに留意し作成すること。

 - (1) 配慮書の全容が分かる客観的な資料となるよう要約すること。
 - (2) 字の大きさや色彩を工夫したり、図や表を用いてまとめ、読みやすく理解しやすい情報となるようにすること。ただし、不必要に写真や絵を追加するなど、配慮書と記載事項が大きく乖離しないようにすること。
 - (3) 探したい情報の検索が容易になるよう、目次、見出し、索引等を詳細につけるなど、工夫を行うこと。
- 3 早期段階環境配慮書及びその要約書の体裁
 - (1) 用紙の規格は、原則として日本工業規格A列4番によること。
 - (2) 用紙は縦置きとし、横書き、左とじとすること。



兵庫県告示第1183号

平成11年兵庫県告示第932号（環境影響評価に関する知事意見の形成等に関する要綱）の一部を次のように改正し、平成25年10月1日から施行する。

平成25年 9月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

第9条を第10条とし、第8条中「第5条」を「第6条」に改め、同条を第9条とする。

第7条第1項中「第5条」を「第6条」に、「同条第4号」を「同条第5号」に、「同条第3号」を「同条第4号」に改め、同条を第8条とする。

第6条第1項中「同条第1号又は第2号」を「同条第1号、第2号又は第3号」に改め、同条を第7条とする。

第5条中「第34条第2項」を「第34条第5項」に改め、同条中第5号を第6号とし、第1号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、同条に第1号として次の1号を加える。

(1) 県条例第7条の2に規定する配慮書に相当する図書

第5条を第6条とし、第4条を第5条とし、第3条第2項中「附属機関設置条例（昭和36年兵庫県条例第20号）第1条第1項に規定する環境影響評価審査会（以下「審査会」という。）」を「審査会」に改め、同条第3項中「（以下「関係市町」という。）」を削り、同条を第4条とする。

第2条第1項中「環境影響評価法（平成9年法律第81号。以下「法」という。）」を「法」に改め、同条を第3条とし、第1条の次に次の1条を加える。

（配慮書に関する知事の意見）

第2条 知事は、環境影響評価法（平成9年法律第81号。以下「法」という。）第3条の7第1項の規定により事業者から意見を求められたときは、環境の保全と創造の見地から法第3条の3第1項の規定による計画段階環境配慮書（以下「配慮書」という。）の案又は配慮書について審査を行い、配慮書の案又は配慮書に関する意見を形成するものとする。

2 知事は、前項に規定する意見を形成しようとするときは、附属機関設置条例（昭和36年兵庫県条例第20号）

第 1 条第 1 項に規定する環境影響評価審査会（以下「審査会」という。）の意見を聴くものとする。

- 3 知事は、第 1 項に規定する意見を形成したときは、当該意見を記述した書面の写しを法第 2 条第 4 項に規定する対象事業が想定されている範囲の存する市町の長に送付するものとする。